

## 【必要書類一覧】農地転用届出

※◎の書類はホームページからダウンロードできます。

書類の種類		備考
1	農地転用届出書	◎
2	申請地の登記事項証明書 (全部事項証明書 ・申請時3ヶ月以内の原本)	登記事項証明書に記載されている住所が登記名義人の現住所と異なる場合は、住民票(マイナンバー省略)又は法人の登記事項証明書を添付 ※どちらも申請時3ヶ月以内の原本
		登記名義人が死亡している場合は、遺言状(公正証書または裁判所の確認済)、相続関係図、遺産分割協議書(戸籍謄本、印鑑証明書)、相続放棄申述書受理謄本等の相続人であることがわかる書類を添付
3	見取図	届出に係る土地の位置及び付近の状況がわかる図面 (住宅地図の写しで可)
4	農地法第18条の許可があったことを証する書面	届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合
5	受理通知書送付用封筒	届出者の人数分 (届出者それぞれの住所宛名を記入し、84円切手を貼ったもの) ※窓口で受領する場合は不要
6	委任状	◎届出者以外の方が届出書を提出する場合

●譲受(借)人の住民票(法人の場合は法人の登記事項証明書)の写しは任意ですので、届出書を作成する際は、氏名や住所等お間違えのないようお願いします。

●転用目的によっては開発許可、宅地造成許可等が必要になる場合がありますので、事前に都市計画課にご相談ください。

※その他、必要な書類の添付を求めることがあります。

### ★発電設備等に係る農地転用届について

太陽光発電(50kw以上)・風力発電(20kw以上)・小水力発電(20kw以上)・バイオマスを原料にした電気(10kw以上)は、電気事業法第38条第3項に規定する事業用電気工作物の設置になります。事前手続きが必要となりますので、別府市生活環境課にご相談ください。

また、温泉発電等の導入に関しては、『温泉発電等の地域共生を図る条例』に基づく手続きとなりますので、別府市生活環境課にご相談ください。